

●平成27年3月31日以前の届出等に適用

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年7月26日規則第52号）

別表第二（第二条第二号）

公共交通機関の施設（建築物以外の施設に限る。）に関する整備基準

(い)	出入口	利用者の用に供する公共交通機関の施設の出入口のうち、一以上の出入口は、別表第一(い)項に定める構造とすること。
(ろ)	改札口	改札口のうち、一以上の改札口は、次に定める構造とすること。 一 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。 二 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
(は)	通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）	利用者の用に供する通路等は、次に定める構造とすること。 一 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 二 段を設ける場合は、当該段は、別表第一(は)項第一号から第四号までに定める構造とすること。 三 排水溝を設ける場合は、車いす使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝ぶたは車いすのキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。 四 階段の上端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 五 (い)項に定める構造の出入口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路（(ほ)項に定める構造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る通路等を含む。）は、次に定める構造とすること。 イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。 ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。 （1）別表第一(ろ)項第五号のイからハまで及びホに定める構造とすること。 （2）傾斜路には、両側に手すりを設けること。 （3）傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。こと。 （4）傾斜路の上端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 ハ (い)項に定める構造の出入口、(ろ)項に定める構造の改札口及び(ほ)項に定める構造のエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 ニ (い)項に定める構造の出入口から各乗降場に至る通路等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
(に)	階段（その踊場を含む。）	利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。 一 別表第一(は)項第二号から第四号に定める構造とすること。 二 両側に手すりを設けること。 三 乗降場に直接通じる階段の手すりには、乗降場の案内のための点字板を設けること。 四 階段の上端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

(ほ)	エレベーター	利用者の用に供する階段が設けられる公共交通機関の施設には、直接地上に通じる(い)項に定める構造の各出入口から乗降場に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路に別表第一(に)項に定める構造のエレベーター(エレベーターの設置が困難な場合には、車いすで利用できるエスカレーター)を設けること。
(へ)	乗降場	乗降場は、次に定める構造とすること。 一 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 二 縁端には、注意喚起用床材を敷設すること。 三 両端には、転落防止さくを設けること。 四 利用者の休憩用の施設を設けること。 五 乗降場に設置する工作物等については、車いす使用者の通行に配慮すること。
(と)	便所	利用者の用に供する便所のうち、一以上の便所(男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)は、別表第一(ほ)項に定める構造とすること。
(ち)	カウンター及び記載台	利用者の用に供するカウンター及び記載台のうち、一以上のカウンター及び記載台は、別表第一(ぬ)項に定める構造とすること。
(り)	公衆電話台	利用者の用に供する公衆電話台のうち、一以上の公衆電話台は、別表第一(る)項に定める構造とすること。
(ぬ)	券売機	券売機のうち、一以上の券売機は、別表第一(わ)項に定める構造とすること。
(る)	案内標示	案内板のうち、一以上の案内板は、別表第一(か)項に定める構造とすること。